

掛川市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和4年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称 遠鉄アシスト株式会社

所在地 浜松市中区鍛冶町319番地の28

2 委託した物品売払代金

森林果樹公園において販売する果樹の売払代金

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで